

南部町障害者活躍推進計画

機関名	南部町
任命権者	南部町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
南部町における障害者雇用に関する課題	<p>南部町においては、平成30年において、過去に行った障害者任免状況通報の内容について再点検を行ったところ、職員の範囲に誤りが見られ、法定雇用率が未達成であったことが発覚した。そのため、令和元年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、採用活動を行い新たな採用はできたが、令和元年12月31日時点では法定雇用率を達成するに至っていない。</p> <p>また、令和3年4月には、地方自治体の法定雇用率は2.6%に引き上げとなる予定である。</p> <p>計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障害者である職員の活躍のためには、さらなる体制整備や各種取組が必要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】 （令和6年6月1日時点） 2.6% （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.07% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
③キャリア形成に関する目標	<p>【障害者が担当する職務の拡大】 毎年度、新たな職域を開拓する （評価方法）毎年度、人事記録を元に把握・進捗管理。</p>

取組内容	
<p>①障害者の活躍を推進する体制整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し関係者間において情報を共有する。 ○ 役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
<p>②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○ 所属長との人事評価面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
<p>③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害者を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。